

定 款

一般社団法人スマイルベースこどもみらい創造ラボ

令和7年9月1日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人スマイルベースこどもみらい創造ラボと称する。

(目 的)

第2条 当法人は、こどもたちの未来の礎となること及び健全育成を目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 生活困窮者自立支援法に基づくこどもの貧困対策事業
2. 学習支援、食事支援を含むこどもの居場所運営事業
3. 行政、教育機関、地域団体、その他法人及び企業との連携・協力及びネットワーク構築に関する事業
4. こども施策に関する企画、提言、実践及び支援に関する事業
5. こども食堂、放課後児童クラブ、児童福祉施設の運営並びにこどもの居場所の提供に関する事業
6. こどもの遊び、文化活動、自然体験、農業体験、習い事等各種イベントの企画、運営事業
7. 飲食店、学習塾、各種教室の経営
8. こどもの衣食住、生活指導、就業・進学・進路指導、キャリア形成、家庭教育の支援に関する事業
9. こども及び保護者を対象とするカウンセリング及びアンガーマネジメントに関する事業
10. こどもの教育相談、登校支援、同行支援、自立支援、不登校児支援、家庭訪問支援事業
11. ソーシャルワークに関する実践、啓発、人材育成並びに相談支援及び地域連携に関する事業
12. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を沖縄県糸満市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示してする。

第2章 社 員

(社 員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、入会金及び会費を納入しなければならない。会費は年間1万円とする。

3 前項にかかわらず、当法人を一般社団法人として設立するまでに、当法人においてスタッフ又はボランティアとして働いた経験のある者、寄付をした者の中で代表理事が認めた者は永年会費を免除する。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2 死亡

3 総社員の同意

4 除名

- 2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

（招 集）

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

- 3 社員総会を招集するには、会日より5日前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

（招集手続の省略）

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議 長）

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

（決議の方法）

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第14条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 会計の報告及び承認
- (6) 法人の運営に関すること

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

- 2 理事の内、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の選任の方法)

第19条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第20条 当法人に理事が2名以上いるときは、理事の互選によって代表理事1名を選定するものとする。

(理事の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算書)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に従って順次収入又は支出をすることができる。
- 3 前項に基づく収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支

出とみなす。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第26条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第27条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第28条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第6章 基金

(基金の募集)

第29条 当法人は、社員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取り扱い)

第30条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第31条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは、返還しない。

(基金の返還の手続)

第32条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第33条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- 1 社員総会の決議
- 2 社員が欠けたこと
- 3 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- 4 破産手続開始の決定
- 5 裁判所の解散命令

（残余財産の帰属）

第34条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人に帰属する。

第8章 附 則

（設立時社員の氏名及び住所）

第35条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

沖縄県糸満市字糸満1666番地の3

S o l e i l 4 0 4 号室

坂本航

沖縄県糸満市字阿波根576番地の6

國吉伯巨

沖縄県糸満市西崎町三丁目352番地2階

高田輝一

沖縄県糸満市潮崎町三丁目23番地の9

坂本喜博

沖縄県糸満市潮崎町三丁目23番地の9

坂本コンソラシオン

沖縄県糸満市西崎二丁目31番5－405号

キャッスルMAKOTO

喜友名安真

沖縄県糸満市潮崎町三丁目26番地の2

後藤彰乃

沖縄県糸満市潮崎町四丁目2番地の1

森ジョイス

(設立時の役員)

第36条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 坂本航

設立時理事 國吉伯巨

設立時理事 高田輝一

(設立時の代表理事)

第37条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

沖縄県糸満市字糸満 1 6 6 6 番地の 3

S o l e i l 4 0 4 号室

設立時代表理事 坂本航

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 8 年 3 月 3
1 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第39条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法
令の定めるところによる。

以上、一般社団法人スマイルベースこどもみらい創造ラボを設立のため、
設立時社員坂本航外 7 名の定款作成代理人である司法書士法人ロアック
(社員 徳元秀敬) は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 7 年 9 月 1 日

設立時社員 沖縄県糸満市字糸満 1 6 6 6 番地の 3

S o l e i l 4 0 4 号室

坂本航

設立時社員 沖縄県糸満市字阿波根 5 7 6 番地の 6

國吉伯巨

設立時社員 沖縄県糸満市西崎町三丁目 3 5 2 番地 2 階

高田輝一

設立時社員	沖縄県糸満市潮崎町三丁目 2 3 番地の 9 坂本喜博
設立時社員	沖縄県糸満市潮崎町三丁目 2 3 番地の 9 坂本コンソレーション
設立時社員	沖縄県糸満市西崎二丁目 3 1 番 5 - 4 0 5 号 キャッスルMAKOTO 喜友名安真
設立時社員	沖縄県糸満市潮崎町三丁目 2 6 番地の 2 後藤彰乃
設立時社員	沖縄県糸満市潮崎町四丁目 2 番地の 1 森ジョイス

上記設立時社員 8 名の定款作成代理人

沖縄県那覇市真嘉比一丁目 1 6 番 7 号

司法書士法人ロアック

社員 徳元秀敬